

### 募集人の権限について

#### ●損害保険

損害保険会社の代理人として、その委託契約にもとづき  
お客様との間で損害保険契約の締結権を有しております。

取扱保険会社（50 音順）

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・アニコム損害保険株式会社
- ・共栄火災海上保険株式会社
- ・セコム損害保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・Chubb 損害保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・日新火災海上保険株式会社
- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・明治安田損害保険株式会社

#### ●生命保険

生命保険会社とお客様との間で生命保険契約の媒介を行います。  
したがって告知受領権や保険契約締結の代理権は有しません。

取扱保険会社（50 音順）

- ・アクサ生命保険株式会社
- ・アフラック生命保険株式会社
- ・SOMPO ひまわり生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社